

生徒心得

愛知県立春日井泉高等学校生として

- ・常に春日井泉高校生としてふさわしい品位・品格を保つ。
- ・学校内外を問わず、挨拶・言葉遣い・マナー等を心がける。
- ・心身ともに健全な生徒になるよう努力する。

1 学校生活について（生活時間は別表参照）

- (1) 欠席・遅刻のないよう体調管理に努め、早めに登校する。
- (2) 欠席・遅刻をする場合は、7時30分から8時20分までに保護者を通じて学校に連絡する。
- (3) 遅刻した場合は、職員室で入室許可書に必要事項を記入し、担任または教科担当者に提出する。
- (4) 保護者による送迎は原則禁止する。怪我等のやむを得ない理由がある場合は、クラス担任または生徒指導部へ連絡する。
- (5) 授業を欠席する場合は、担任（体調不良の場合は保健室）の許可を得る。
- (6) 早退をする場合は、担任（体調不良の場合は保健室）の許可を得て、所定の手続きを行う。
- (7) 下校時刻は夏期（4月～10月）は17時、冬期（11月～3月）は16時30分とし、部活動を実施する場合は、顧問教員の付き添いのもと延長を認める。

（別表）生活時間

	通常	5分短縮	考査時
S T	8：40～8：50	8：40～8：50	8：40～8：50
1限	8：50～9：40	8：50～9：35	8：55～9：45
2限	9：50～10：40	9：45～10：30	10：00～10：50
3限	10：50～11：40	10：40～11：25	11：05～11：55
4限	11：50～12：40	11：35～12：20	
昼休み	12：40～13：20	12：20～13：00	
5限	13：20～14：10	13：00～13：45	
6限	14：20～15：10	13：55～14：40	
清掃	15：10～15：25	14：40～14：55	
S T	15：25～15：30	14：55～15：00	

2 交通安全について

- (1) 通学に使用する自転車については、事前に登録する。登録されていない自転車での通学は認めない。事情により登録されていない自転車を使用する場合は、事前に担任または生徒指導部に相談する。
- (2) 自転車は常に点検を行い整備に努める。また、駐輪場では必ず施錠をする。
- (3) 登下校の際は、交通法規を遵守するとともに交通マナーに留意する。
- (4) 交通事故に遭った場合は、必ず警察に届けるとともに生徒指導部および保健室に報告する。

3 運転免許証取得について

- (1) 原則として、普通自動車（次項参照）、自動二輪、原動機付自転車の運転免許証は“四ない運動（取らない・乗らない・乗せてもらわない・買わない）”を遵守する。
- (2) 普通自動車運転免許証の取得のため、自動車学校に通う場合は3年生の2学期期末試験後の本校が定めた日以降とする。
- (3) 自動車学校に通学する場合は、学業等に支障のないようにする。
- (4) 免許証の取得は卒業式の翌日以降とする。

4 身だしなみについて

- (1) 制服については、下表のとおりとし、春日井泉高校生として正しく着こなす。
- (2) 靴下は、原則として白・紺・黒のいずれかの色（無地）のソックス。（ワンポイント可）

(3) 髪は、高校生らしい髪型とし、染色・パーマ・エクステ等の加工は禁止する。

(4) 化粧、カラーコンタクト等やピアス、アクセサリー類は禁止する。

上 着	ブレザー (I型・II型あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー (学校指定) とし、左襟に校章をつける ・ブレザーの下は長袖シャツ (学校指定)、または長袖シャツに学校指定のカーディガンかベストとする ・ネクタイかリボンには必ず着用する
	長袖シャツ (I型・II型あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定の長袖シャツ (白・水色・ピンク) とする ・袖ボタンは必ず留める ・ネクタイかリボンには必ず着用する ・シャツの裾はスラックス・スカートに必ず入れる
	半袖シャツ (I型・II型あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定の半袖ポロシャツ (白・水色・ピンク) ・学校指定の半袖カットシャツ (白) にはネクタイ・リボンのいずれかを着用する ・胸ボタンは第1ボタン以外を留める
	カーディガン・ベスト (指定) (I型・II型あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・長袖シャツか半袖シャツの上に着用する ・カーディガンのボタンは必ず全部留める
	スラックス・スカート (I型・II型あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のスラックスで、裾はシングルとする ・スカートの丈は膝が隠れる長さのもので、名前の刺繍が入ったもの ・ウエストの部分を折り曲げたり、ベルトをしない

5 アルバイトについて

(1) アルバイトは、経済的な理由により必要な場合のみ許可する。その際、保護者及び担任・生徒指導部と相談のうえアルバイト許可願を提出し、認められれば手続きを行う。

(2) 成績不振の場合、あるいは学校生活に支障がある場合は許可しない。

6 情報モラルについて

(1) 携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器の使用について

ア 携帯電話・スマートフォンの持ち込みは、別に定める携帯電話使用規定を遵守できる者に限る。

イ 校内において許可された時間帯以外で携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器を使用しない。

ウ 学校から貸与されたタブレットを用いて、許可なく他人との連絡およびSNS等へのアクセスを行わない。

(2) SNS等の利用について

ア 個人情報の特定につながる情報及び肖像権を侵害するような情報をSNS等に掲載しない。

イ 他人の誹謗中傷と受け取られる可能性のある情報をSNS等に掲載しない。

ウ 許可なく校内の様子を撮影し、動画や画像をSNS等に掲載しない。

7 各種届等について

(1) 自転車で通学する場合

(2) 異装を必要とする場合

(3) 早退をする場合

(4) 登下校において交通事故発生の場合

(5) 在校時に所用のため外出する場合

(6) 宿泊を伴う旅行および学割が必要な場合

(7) 盗難等被害にあった場合

(8) 痴漢被害や不審者に遭遇した場合

(9) 私物を紛失・拾得した場合

(10) 自動車学校へ通学する場合

(11) アルバイトをする場合

※上記7の書類は、学校所定の用紙を使用し、生徒指導部に提出すること。